

大学改革支援・学位授与機構の 次期（第5期）中期計画の方向性について



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

令和6年1月16日

大学改革支援・学位授与機構

1. 構成案

第4期中期計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1. 大学等の評価
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価
2. 国立大学法人等の施設整備支援
(1) 施設費貸付事業
(2) 施設費交付事業
(3) 国から継承した財産等の処理
3. 学位授与
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与
(3) 学位授与事業の普及啓発
4. 質保証連携
(1) 大学等連携・活動支援
(2) 国際連携・活動支援
5. 調査研究
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
<新設>
6. 大学・高専成長分野転換支援
<新設>
<新設>

第5期中期計画（案）
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1. 大学等の評価
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価
2. 国立大学法人等の施設整備支援
(1) 施設費貸付事業
(2) 施設費交付事業
(3) 国から継承した財産等の処理
3. 学位授与
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与
(3) 学位授与事業の普及啓発
4. 質保証連携
(1) 大学等連携・活動支援
(2) 国際連携・活動支援
5. 調査研究
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
(3) 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究 <新設>
6. 大学・高専成長分野転換支援
(1) 助成金の交付 <新設>
(2) 取組の実施状況の把握等 <新設>

第4期中期計画	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置	
1. 経費等の合理化・効率化	
2. 調達等の合理化	
3. 給与水準の適正化	
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資 金計画	
Ⅳ 短期借入金の限度額	
Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画	
Ⅵ 余剰金の使途	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 内部統制	
2. 情報セキュリティ対策	
3. 施設・設備に関する計画	
4. 人事に関する計画	
5. 中期目標期間を超える債務負担	
6. 積立金の使途	

第5期中期計画（案）	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置	
1. 経費等の合理化・効率化	
2. 調達等の合理化	
3. 給与水準の適正化	
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにと るべき事項 <新設>	
Ⅳ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資 金計画	
Ⅴ 短期借入金の限度額	
Ⅵ 余剰金の使途	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 内部統制	
2. 情報システムの整備及び管理	
3. 施設・設備に関する計画	
4. 人事に関する計画	
5. 中期目標期間を超える債務負担	
6. 積立金の使途	

2. 骨子案

機構は、我が国の高等教育の質の向上を支援し高等教育の発展に寄与することや、我が国社会の発展に寄与することを求められている。次期中期計画においては、今中期目標・計画で行ってきた事務・事業を着実に実施することを基本としつつ、次期中期目標に基づき計画的な業務遂行を行う。

【 I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置】

項目	計画	具体的な取組例
1. 大学等の評価	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価	○毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って評価を行う。 ○説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供する。 ○国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における教育研究の状況について、令和8年度に4年目終了時評価を、令和10年度に6年目終了時評価を行う。
2. 国立大学法人等の施設整備支援	(1) 施設費貸付事業 (2) 施設費交付事業 (3) 国から承継した財産等の処理	○国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 ○貸付事業に必要な財源として長期借入れ又は債券発行により効率的な資金の調達を行うとともに、貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 ○国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入等の財源により、国立大学法人等に対し施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ○国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。
3. 学位授与	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 (3) 学位授与事業の普及啓発	○短期大学や高等専門学校を卒業した等の申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。 ○機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了の審査等を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。 ○パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、ターゲットごとに有効な情報発信の方法を検討・実施し、戦略的な広報活動に努める。

項目	計画	具体的な取組例
4. 質保証連携	(1) 大学等連携・活動支援 ① 大学等との連携 ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ③ 大学ポートレート ④ 評価機関との連携 (2) 国際連携・活動支援 ① 国際的な質保証活動への参画 ② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供	○ 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等の収集・蓄積や、大学等の教職員向けの研修の開催等を行う。 ○ 大学運営に関する情報の分析、財務経営に関する取組事例の収集、病院経営分析に資する指標の提示や研修の実施等に取り組む。 ○ 大学ポートレート運営会議が示す運営方針に基づき大学ポートレートを運用する。 ○ 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。 ○ 諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と高等教育の質保証に関する連携活動に取り組む。 ○ 我が国における国内情報センター（N I C）として、国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供並びに諸外国のN I C等との連携活動を行う。
5. 調査研究	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 (3) 大学等の改革支援及び学位授与に係る情報処理に関する調査研究	○ 大学におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究を行う。 ○ 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究を行う。 ○ 学位の授与に必要な学習の成果の評価、機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究を行う。 ○ 高等教育情報の提供に関する社会の要請に的確に応えうる情報基盤の在り方、構築方法、情報分析の方法及び活用方策についての調査研究を行う。
6. 大学・高専成長分野転換支援	(1) 助成金の交付 (2) 取組の実施状況の把握等	○ 基本指針及び実施方針に基づき、大学及び高等専門学校に対して助成事業の公募を行うとともに、遅滞なく審査の上、選定した大学及び高等専門学校に助成金を交付する。 ○ 交付対象となった大学及び高等専門学校における学部再編等に係る検討状況、取組の実施状況等を把握するとともに、各大学等における取組の効果を測定し、その結果を公表する。 ○ 定期的に会議（機能強化会議）を開催するなどの方法により、交付対象となった大学等の相互の連携等の促進を図る。

【Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置】

- 1 経費等の合理化・効率化
○業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。
- 2 調達等の合理化
○「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。
- 3 給与水準の適正化
○国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組む。

【Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき事項】

- 1 予算の適切な管理と効果的な執行等
○自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。
- 2 資産の有効活用
○小平第2住宅については、入居率が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には売却等の措置を検討する。

【Ⅳ 予算】 【Ⅴ 短期借入金の限度額】 【Ⅵ 剰余金の使途】

【Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項】

- 1 内部統制
○機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。
- 2 情報システムの整備及び管理
○「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
- 3 施設・設備に関する計画
○「インフラ長寿命化計画」に基づき、効果的・効率的に改修等を実施する。
- 4 人事に関する計画
○国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- 5 中期目標期間を超える債務負担
- 6 積立金の使途